

令和6年3月25日
札幌開発建設部

工事入札（総合評価落札方式）における
提出書類の一部事前申請受付について

1. 目的

工事発注の集中が予想される時期に、一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担を軽減するため、入札時に提出する競争参加資格確認資料（技術資料）のうち、入札手続きごとに変動しない項目に関する技術資料の事前申請受付を行い、入札手続きの簡素化を図ります。

2. 適用期間と対象工事

令和6年4月1日から令和6年7月31日までに入札公告を行う、本官発注の工事に適用します。ただし、工事区分「一般土木」及び「舗装」とします。（工事区分「維持」及び分任官発注は含みません。）

3. 事前申請受付の対象となる企業

事前申請受付に参加できる者は、以下の事項に該当する者としてします。

- 1) 札幌開発建設部管内に、建設業法に基づいて工事を施工するために必要な建設業許可を受けた本店、支店、営業所が所在すること。
- 2) 北海道開発局における工事区分「一般土木」及び「舗装」に係わる一般競争参加資格の決定を受けていること。（ただし、JV（共同企業体）は除く）
- 3) 上記の1)かつ2)を満たす企業であること。

※札幌開発建設部管内とは、石狩振興局・空知総合振興局管内の各市町村および上川総合振興局管内の幌加内町、富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町をいう。

4. 前回事前申請を行った企業の適用期間延長について

前回事前申請受付期間（令和5年8月7日（月）～令和6年10月31日（火））に、申請を受理された企業については、事前申請受付の適用期間を令和6年7月31日まで延長する。

ただし、申請事項に変更・追加・削除等がある場合は、今回、新たに申請すること。

5. 事前受付期間

令和6年3月25日（月）から令和6年4月30日（火）

6. 事前申請受付対象の項目

「企業の能力」のうち入札手續ごとに変動しない項目が対象となります。（下記の項目）

- ・優良工事表彰、i-con 奨励賞又は国土交通省インフラ DX 大賞（大臣賞、優秀賞）
- ・工事成績優秀企業
- ・維持工事の施工実績（道路部門のみ）
- ・地域貢献度（災害活動の実態等）
- ・地域貢献度（災害協定）
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（申請は「一般土木」A等級に限る）

事前申請受付をすることで、適用期間（令和6年4月1日から令和6年7月31日 公告分有効）に一「般土木」及び「舗装」の本官発注工事の入札に参加した場合は、これらの項目に関する技術資料をその都度提出する必要がなくなります。

7. 事前申請受付の提出書類

- 1) 令和5年度 総合評価落札方式 事前申請受付票
- 2) 優良工事表彰等の有無 ※上記1) 事前申請受付票への記載のみでよい
- 3) 維持工事の施工実績（別記様式10）※道路部門のみ
- 4) 地域貢献度（災害活動の実態等）（別記様式11-1）
- 5) 地域貢献度（災害協定）（別記様式11-2）
- 6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別記様式24）
- 7) 上記3)～6)を確認できる資料（※PDF形式で提出）

※事前申請受付票及び各様式に記載されている注意書き等を十分確認のうえ、必要事項を記載願います。

8. 事前申請受付書類の提出方法

電子メールにて以下のメールアドレス宛に「①事前申請受付票（事前申請受付連絡用紙及び事前申請受付票）」、「②申請様式（別記様式10、11-1、11-2及び24）」及び「③確認資料」を電子媒体（①、②はHPからダウンロードした様式を使用し、それぞれのファイル形式、③はPDF形式）で送信してください。

E-mail アドレス：hkd-sp-jizen-shinsei@gxb.mlit.go.jp

※送信にあたっては、必ずウイルスチェックを行い、送信容量は10MB以内としてください。

【問い合わせ先】

北海道開発局札幌開発建設部 技術審査課 課長補佐

電話 011-611-0196（技術審査課ダイヤルイン）

9. 事前申請受付後の取り扱い

1) 「受付済事前申請受付票」の送付

提出された「令和6年度 総合評価落札方式 事前申請受付票」については、当部において内容を確認後に順次、提出企業に「受付済事前審査受付票」（事前審査受付票に受付印を押印後、PDF形式にしたもの）として電子メールにより送付します。

2) 「受付済事前申請受付票」の使用

「受付済事前申請受付票」は、札幌開発建設部において令和6年4月1日から令和6年7月31日までに入札公告を行う本官発注の「一般土木」及び「舗装」工事の総合評価落札方式における技術資料の添付書類として使用できます。

「受付済事前申請受付票」は、入札参加する対象工事の技術資料に添付することで、対象項目に係る各別記様式及び確認資料の提出が不要となります。ただし、「受付済事前申請受付票」の内容に変更があった場合は、その項目の技術資料を従来どおり提出してください。

10. その他

「企業の能力」のうち、「5. 事前申請受付対象の項目」以外の項目及び「技術者の能力」については、事前申請受付の対象外となりますので、これまでどおり工事入札毎に添付資料を提出して下さい。

【注意事項】

1. 札幌開発建設部管内の考え方

札幌開発建設部管内の考え方は、部門毎に異なっており、下記の通りとなっています。

1) 河川部門

石狩振興局、空知総合振興局管内の各市町村および上川総合振興局管内の幌加内町、富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町をいう。但し、そのうち上川総合振興局管内の工事の場合は、石狩振興局、空知総合振興局および上川総合振興局管内の各市町村をいう。

2) 道路・空港・公園部門

石狩振興局および空知総合振興局管内の各市町村をいう。

3) 農業部門

石狩振興局、空知総合振興局管内の各市町村および上川総合振興局管内の幌加内町をいう。

2. 地域貢献度の評価について

地域貢献度の評価については、部門毎に管内の考え方が違うため、表－1のとおりの評価となります。

例) 災害の実態等において、幌加内町の実績を申請した場合。

- ・道路・空港・公園部門の工事の場合 ×：非評価
- ・農業部門及び河川部門の工事の場合 ○：評価

表－1 札幌開発建設部管内の考え方

	地域貢献度（災害の実態等、災害協定）の実績等のある市町村			
	石狩振興局及び空知総合振興局管内の各市町村	上川総合振興局管内		
		幌加内町	富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町	幌加内町、富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町以外の各市町村
道路・空港・公園	○	×	×	×
農業	○	○	×	×
河川	○	○	○	×
河川（上川総合振興局管内での工事）	○	○	○	○

※ ○：評価、×：非評価

3. 国土交通省又はインフラ DX 大賞について

国土交通省インフラ DX 大賞の評価対象期間は、受賞決定日の翌月から2年間となっています。

表-2 国土交通省インフラ DX 大賞の評価対象期間

受賞年度	受賞年月日	有効期限
R 4	令和5年2月28日	令和5年3月1日 ~ 令和7年2月28日
R 5	令和6年1月31日	令和6年2月1日 ~ 令和8年1月31日